

第七部

第一回 參議院厚生委員會會議錄 第八号

付託事件

- 教員の恩給増額に関する請願(第六号)
- 食肉統制價格撤廃に関する陳情(第二号)
- 遺囑生命價理療法保護法規の制定及び名譽恢復に関する陳情(第四号)
- 児童の福祉増進に関する法令制定の陳情(第七号)
- 恩給法の改正に関する陳情(第十二号)
- 都市官公廳職員の生活安定に関する陳情(第三十八号)
- 戦死、戦災遺族並びに傷病者の更生に関する陳情(第五十号)
- 恩給法の改正に関する陳情(第六十四号)
- 國民健康保險組合制度を改革することに関する陳情(第六十六号)
- 傳染病予防法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 保健所法を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 國民健康保險金に対する國庫補助金の増額等に関する陳情(第九十八号)
- 青少年禁酒法案(小杉イサヲ君案)
- 恩給増額に関する請願(第三十九号)
- 大學等への死体交付に関する法律案(内閣提出)
- 大正十二年勅令第五百二十八号司法警察官及び司法警察官吏の職務を行ふべき者の指定等に関する勅令の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 災害救助法案(内閣送付)
- 児童福祉法案(内閣送付)

○青少年禁酒法制定反対に関する請願(第五十八号)

○青少年禁酒法制定反対に関する請願(第七十一号)

○青少年禁酒法制定反対に関する請願(第七十三号)

○恩給法の改正に関する陳情(第五百十三号)

○國民健康保險組合の振作促進に関する陳情(第五百五十五号)

昭和二十二年八月十九日(火曜日)午後一時四十八分開會

本日の會議に付した事件

- 大學等への死体交付に関する法律案
- 大正十二年勅令第五百二十八号司法警察官及び司法警察官吏の職務を行ふべき者の指定等に関する勅令の一部を改正する法律案
- 傳染病予防法等の一部を改正する法律案
- 保健所法を改正する法律案
- 児童福祉法案
- 右案審査のため議員派遣に関する件
- 医療制度調査に関する小委員の選定
- 委員長(櫻本重義君) それではこれより本委員會を開會いたします。

○委員(櫻本重義君) 他に御質問ございせんか。

○中山善彦君 前同御質問申上げて置いたのでありますが、先だつて保健所の改正に關しまする予算書を拜見いたしますと、私共素人ですから、よく予算の運営上についても分り兼ねる点があるものであります。結局この保健所の改正によつて非常に仕事が増え、参りまして殊に傳染病の予防、細菌の保菌者の検査等も保健所でおやりになるといふことになりまして、その方の費用は予防局からお出しになることになるのではなからうか。なか／＼今日はプランクを一つ買ひにいたしましたも相當に費用がかかる。又経費においても、運営上非常な多額を要することと思ひますが、これらの費用は予防局の方でも相當多額にお出しになることが出来るのかどうか、予防の方の費用は國庫が二分の一の負担になり、地方が三分の一というやうなことを聞いておりますが、最近地方の經濟状態というものは非常に悪い。なかなか三分の一の予防費は出し兼ねるといふやうな風説も耳にいたしてござりますので、この辺の事情を一つ承つて置きたいと思ひます。どうか前同も申上げました通り、改正されました以上は、名実共にその実績の挙りますること、私は希望いたしておる点から、この予算の關係をお尋ねして見たいと思ひます。

○政府委員(三木行治君) 先般お手許にお配りいたしました予算の説明書並びに先程、私から御説明申上げました予算の額は、これは保健所固有の事務に關する経費でありまして、只今中山委員から御指摘になりましたように、例えば検査室の設備であるとかいふやうなものにつきましては、予防局の予算からこれを保健所に加えて、そうしてプラス・アルファとして動かして行くと、こゝういふことに相成つておるのであります。

○政府委員(濱野規矩雄君) 各保健所に設けます細菌検査費でございますがこれは今三木政府委員からお答えしましたように、予防局關係の防疫の方でいたしております。只今各地方を調べまして、大凡そ百ヶ所程増設しよう、一ヶ所が約二十五万円ぐらいの予算で二千五百万円、今の法律であります。二分の一補助になります。先程申上げました二百八十四万円というものは、過去五年間の計算をしたものは二百八十四万五千円であります。補助費でその後作つたものは、法律でいくらでも殖えて参ります。只今二千五百万円程度の百ヶ所の細菌検査室を作りましてそれから國庫補助が二分の一でありまして、千二百五十万円縣内にできますればそれが行きます。傳染病の方は急の時にはそういう式でやります。できるだけ極力その方の補充をいたして参りたいと思ひております。

○中山善彦君 地方の負担はどうでありますか。

○政府委員(濱野規矩雄君) それは向うの縣と連絡をいたしまして、各縣の

予算、先般申上げましたように、一遍皆さんで御調べるつもりでありますが、県の衛生費用というものは少ないのでありまして、縣費の約一割内外といふことで、非常に僅少なものでありますから、今中山委員も仰せの如く若干縣は財政困難であると思ひます。府縣費全体に対する一割内外では、衛生費用は殆んど出すことができないのじやないかという縣もありました。これについては兩方相携えまして、協力いたして、國民保健のために十分努力いたして行きたいと思ひます。

○委員(坂本重蔵君) 外に御質問あります。質疑を打切ること御異議ありませんか。

○委員(坂本重蔵君) 外に御質問ありません。

○委員(坂本重蔵君) 外に御質問ありません。

○委員(坂本重蔵君) 外に御質問ありません。

○委員(坂本重蔵君) 外に御質問ありません。

○委員(坂本重蔵君) 外に御質問ありません。

○委員(坂本重蔵君) 外に御質問ありません。

○委員(坂本重蔵君) 外に御質問ありません。

○委員(坂本重蔵君) 外に御質問ありません。

○委員(坂本重蔵君) 外に御質問ありません。

○委員(坂本重蔵君) 外に御質問ありません。

○委員(坂本重蔵君) 外に御質問ありません。

○委員(坂本重蔵君) 外に御質問ありません。

○委員(坂本重蔵君) 外に御質問ありません。

○委員(坂本重蔵君) 外に御質問ありません。

○委員(坂本重蔵君) 外に御質問ありません。

○委員(坂本重蔵君) 外に御質問ありません。

○委員(坂本重蔵君) 外に御質問ありません。

○委員(坂本重蔵君) 外に御質問ありません。

○委員(坂本重蔵君) 外に御質問ありません。

○委員(坂本重蔵君) 外に御質問ありません。

○委員(坂本重蔵君) 外に御質問ありません。

○委員(坂本重蔵君) 外に御質問ありません。

○委員(坂本重蔵君) 外に御質問ありません。

○委員(坂本重蔵君) 外に御質問ありません。

○委員(坂本重蔵君) 外に御質問ありません。

○委員(坂本重蔵君) 外に御質問ありません。

○委員(坂本重蔵君) 外に御質問ありません。

○委員(坂本重蔵君) 外に御質問ありません。

○委員(坂本重蔵君) 外に御質問ありません。

○委員(坂本重蔵君) 外に御質問ありません。

○委員(坂本重蔵君) 外に御質問ありません。

○委員(坂本重蔵君) 外に御質問ありません。

それでは四つの法案の中、大学等への死体交付に関する法律案、この案の採決は次会に留保いたしまして、その他の三案について一括採決したいと思ひます。

○委員(坂本重蔵君) 以上三案は十分委員会等で検討いたしました結果、原案通りに直ちに採決を以て御決定になるようにお進めを願ひたいと思ひます。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

○委員(坂本重蔵君) 賛成と仰る者あり。

の内容の充實を図ると共にその最低基

ては引揚げて参つておつたような次第であります。最近主務課長の會議をお開きになつたようでございますから多分この問題に當つて十分細かい御指示を賜つたことと存じます。結局從來から現在と同じ状態においての取扱ひをするという御答弁があるに拘わらず、尙一般患者にややともいたしますと、不安な心持を起させますのは現在の入所規定による規定の改正、ただ病院の改正がなされておらんから問題ではないかと存じます。出来ませんから從來通りにいへば、現在と同じ取扱ひをして、更に生活保護法等によつて、一々個人々々を調べて、無謀の取扱ひ等をいたすことをしないという御當局の御説明のように現在の療養所及び國立病院入所規定を御改正願つておつて安心しながら療養のできるようにお取計らいをお願い申し上げておきたいというのが一つであります。もう一つは療養所を觀察いたしましたして、一番困つており、困つた結果いろいろといたしておりますのは食事の問題であります。誠に現在支給されておりまする食事では不十分である。従つてこのままでは到底おなかが空いてやつていかれないので、買出しにいく。これはもう常識的なことに相成つておるようでありますから、私共觀察に参りまして一行は、異口同音何とかこの食事問題を政府當局が御解決を願いたい。そうしないといふ以上は療養といふのは困難ではないかといふことを口を揃えて申しておつた次第であります。この点につきましても、特に厚生大臣におかせられましては、十分御了知のことと存じます。何とかこの問題を一つ御解決を賜りたいと存じます。もう一つは実は先般の委員會で大臣御出席をございませんでしたから、委員長を通じて厚生御當局にお尋ねを願うように申上げておきましたのは、多分去る八月の九日あたりのラジオであつたと存じます。和歌山縣のさる民生委員の言葉として放送をいたしておりましたのは、生活保護法による費用が自分の地方では四月まで頂いた切りで、その後五月以降は貰つておらない。誠に困るのだといふことを、確か「私の言葉」かなんかのラジオの放送で講演しておつたのであります。これは実は生活保護法の問題につきましても、他いろいろ／＼問題もありまして、別な機会にこの中の委員でもゆつくりと政府當局の現状なり、或いはお考等を承つて、そして委員會においてでも、十分検討をしよう。こういう強い御希望があるようでございますから、生活保護法全体につきましても、いずればその機会に譲ることにはいたしまして、ただこの緊要な四月までしか金が行つておらずに、五月以降においては自分の地方ではいづゆる該當者が金を頂いておらないといふことをラジオで公然と申しておりましたから、そのことを実は伺つて置いたのでございます。或いは後刻御返事があることになつておるか存じませんが、丁度この機会に、○國務大臣（一松定吉） 草葉委員のお尋ねの中で、國立療養所並びに病院に入つておる患者の有料問題、これは少しく草葉委員の御理解が事実と反しておるのじやないかと私は思うのです。政府委員より私からこの待遇問題に對して従前の通りと変らない待遇をするといふことを申上げたことではないように思ひます。なぜかと言ひます

と、従前は陸軍病院、海軍病院等におきましては、全く國庫がそれだけの費用を全額負担いたしまして、少しも個人からは療養費用は徴収しなかつたのが、いづゆる従前の取扱ひである。ところが本年の六月一日からは關係方面の御指示もありましたし、又憲法の十四條の規定から行きますと、國民はすべて平等であつて差別待遇をすることはないといふことになつておるために、特に白衣の勇士であるから、或いはその他の事情によつて、他の國民と差別してこれを待遇するといふことは、法律の建前から今日の情勢ではできないことになつておるのであります。そこで従前の通りの待遇をするといふことは、私は勿論言ひませんが、政府當局でもそういうことは言ひなす。然らばこれらの國家に功勞のあつた人が、自分から進んで國庫に當つたのではなく、政府の強制力のために強いて兵に取られて、前線に活躍をして不幸にして敵陣に中り、疾病を蒙つて内地に送還された者が、今までは國家が全部その費用を負担しておつたのが今俄かにそれらの制度を変えて、そして実費の負担をしなければならぬといふことは、誠に相済まんことだ。であるからそれらのことについてはなんとか手を打ちたいけれども、それは今ではできない。そこへいづゆる生活保護法の規定を活用して、その法律に認められた範圍内においてで得る限りの善処をしよう。善処という言葉はこれは余程含みのあることを一つ御了承を賜りたい。善処する。但しこの善処といふことが關係方面の指示に反するやうな善処は勿論いけないが、その關係方面の指示に反しない程度にお

いて與う限りの善処をする。その結果それらの人々の間において生活がでない、実費の支拂をすることが非常に困るといふやうな人には、この生活保護法を活用して、なるたけ困らないやうな方法を取りましよう。そういうやうな私は考えであるし、又そういうやうな私の考えを、全國の療養所、病院等の患者にそういう取扱ひをするようにいふことを、末端に至るまで徹底させる必要がある。然るに今草葉委員のお話のやうないろいろ／＼なことがあつて末端にまでそれらの趣旨が徹底してないがために誤解を生じた。そういうやうなことは甚だ私の意に反しておることでありますから、これは急速にこれらのことをそれらの關係者に徹底せしめる必要があるといふので、本月四日五日に全國の民生部長を本省に招集いたしましたして、それらの取扱ひについて私口からそれらのことをそれらの民生委員諸君に十分にこれを徹底するやうに指示いたしました。そして速かに歸つてそれらのことが末端に徹底するようににして、なるたけそれらの人々の感情を害しないやうに、それらの人々の失望にならないやうにしなければならぬといふことを指図をいたしました。それが八月四日、五日でありましたから、もう今頃は全國の末端にまでそれらのことが徹底しておるかと私は考へておるのであります。ところが最近、今草葉委員の御指摘になつたと同じやうな、いづゆる白衣の勇士が街頭に出て、我々は國家のために忠勤を擲んで不幸にしてかくのごとき不具の体になつたに拘わらず、政府は我々から有料とは何事であると言つて、人に訴えて、寄附金を、義捐金を集め

ておるといふやうなことを私は耳にし、まだそれでは私の意見が徹底しないのであろうか、早くそれは手を打たなければならぬといふやうに私考えておつたのであります。でございませう、今御心配に相成りましたやうなことは、余り遠からぬうちにこれは是正せられようと思ひますから、どうかその点は一つ御了承を賜りたいのであります。ただこのお願ひして置きますことは、余りにこの声が大きくなると、却つて關係方面から、まだそういうことを言うておるといふて、却つて蠱惑になることを実は私は惧れる。非常に惧れておる。であるから、それは一つ私にお任せ頂いて、なるたけそういうやうな人は生活保護法の精神に反せない程度において、でき得べき限り保護の手を延ばしたい。こういうやうな考へであることを、一つ御了承を賜りたいのであります。

それから食事の問題でございますが成程非常に今日のような物價高でありまして、生活保護法によつて支給せられておるだけの金では足りません。そういう点につきましては私共実は心配しておるのであります。最近今までのやうな保護法において支給される金額も幾分増額いたしました。向これでも物價が段々騰つて生活が困るといふことになれば、それはやはり増額して詰り最底の生活のできるだけのことは國家は當然しなければならぬと考へておりますから、どうかそれらの点においても御了承を賜りたいのであります。それから和歌山縣の民生委員が、生活保護法の費用を四月だけより外貨つていないといふことをラジオで放送し

たといふやうなことは、今初めて承り分であり、不完全である。そのために育にしても、又兒童は三つでは、その他細かいことを一切委員長に御一午後三時散會

ていないということをラジオで放送し

第一節 定義

第二節 兒童福祉委員會

第三節 兒童委員

第四節 兒童相談所

第二章 福祉の措置及び保障

第三章 兒童福祉施設

第四章 費用

第五章 雑則

附則

兒童福祉法

第一章 總則

第一條 すべて國民は、兒童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるように努めなければならない。すべて兒童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第二條 國及び地方公共団体は、兒童の保護者とともに、兒童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三條 前二條に規定するところは、兒童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて兒童に関する法令の施行にあつて、常に尊重されなければならない。

第一節 定義

第四條 この法律で、兒童とは、満十八歳に満たない者をいい、兒童を左のように分ける。

一 乳兒 満一歳に満たない者

二 幼兒 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

第五條 この法律で、妊産婦とは、妊娠中又は出産後一年以内の女子をいう。

第六條 この法律で、保護者とは、親権者（親権者のないときは後見人と

する。以下同じ。）その他の者で、兒童を現に監護する者をいう。

第七條 この法律で、兒童福祉施設とは、助産施設、乳兒院、保育所、児童厚生施設、養護施設、精神薄弱児施設、療育施設及び教護院とする。

第八條 兒童及び妊産婦の福祉に関する事項を調査審議するため、中央児童福祉委員会及び地方児童福祉委員会を置く。

第九條 中央児童福祉委員会は、厚生大臣の諮問に答へ、又は関係各大臣に意見を具申することができる。

第十條 地方児童福祉委員会は、都道府県知事の諮問に答へ、又は関係行政廳に意見を具申することができる。

第十一條 中央児童福祉委員会は、都道府県知事の諮問に答へ、又は関係行政廳に意見を具申することができる。

第十二條 地方児童福祉委員会は、都道府県知事の諮問に答へ、又は関係行政廳に意見を具申することができる。

第十三條 中央児童福祉委員会は、委員四十五人以内で、地方児童福祉委員会は、委員二十人以内でこれを組織する。

第十四條 兒童福祉委員会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

第十五條 中央児童福祉委員会又は地方児童福祉委員会の委員及び臨時委員は、関係行政廳の官吏又は吏員、兒童の保護、保健その他福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者の中から、厚生大臣又は都道府県知事が、夫、これを命ずる。

第十六條 兒童相談所には、委員の互選による委員長一人を置く。

第十七條 この法律で定めるものの外、委員の任期及び委員長職務その他児童福祉委員会の運営に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第十八條 都道府県に、兒童委員を置く。

第十九條 兒童委員は、兒童及び妊産婦の保護、保健その他福祉に関する事項について、相談に應じ、必要な注意を與える等これらの者の福祉増進に努める。

第二十條 兒童委員は、都道府県知事の定めるところにより、前項の職務を行ふ。

第二十一條 兒童委員は、事務吏員又は技術吏員を以て、これに充てる。

第二十二條 前條第四項に規定する場合を除く外、民生委員令による民生委員は、兒童委員に充てられたものとする。

第二十三條 前項の兒童委員は、都道府県知事の指揮監督を受ける。

第二十四條 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、第十一條第二項に規定する事項に關して、兒童委員に意見を述べることができる。

第二十五條 この法律で定めるものの外兒童委員の任用資格その他兒童委員に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十六條 都道府県に、兒童相談所を設置しなければならない。

第二十七條 兒童相談所は、兒童の福祉増進に

ついて相談に應じ、必要があるときは、兒童の資質の鑑別を行うことを目的とする。

第二十八條 兒童相談所には、所長及び所員を置く。

第二十九條 所長及び所員は、事務吏員又は技術吏員を以て、これに充てる。

第三十條 所長は、都道府県知事の監督を受け、所務を掌理する。

第三十一條 所員は、所長の監督を受け、前條に規定する相談又は鑑別を掌る。

第三十二條 兒童相談所には、第一項に規定するものの外、必要な職員を置くことができる。

第三十三條 兒童相談所には、必要に應じ、兒童を一時保護する施設を設けなければならない。

第三十四條 この法律で定めるものの外兒童相談所の管轄区域その他兒童相談所に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三十五條 福祉の措置及び保障

第三十六條 都道府県知事は、妊産婦又は乳兒若しくは幼兒の保護者に対して、保健所又は医師、助産婦若しくは保健婦につき、妊娠、出産又は育児に關し、保健指導を受けなければならない。

第三十七條 都道府県知事は、乳兒又は幼兒に對して、健康診査を施行することができる。

第三十八條 都道府県知事は、経済的理由により、保健指導を受ける費用を負担することができない妊産婦又は乳兒若しくは幼兒の保護者に対しては、命令の定めるところにより、その費用を代わつて負担する措置をとらなければならない。

第三十九條 妊娠した者は、速やかに、命令の定めるところにより、市町村長に妊娠の届出をしなければならない。

第四十條 都道府県知事は、命令の定めるところにより、前條の規定により、妊娠の届出をした者に対して母子手帳を交付しなければならない。

第四十一條 妊産婦が、保健所又は医師、助産婦若しくは保健婦につき、保健指導を受けたときは、その都府、母子手帳に保健指導上必要な事項の記載を受けなければならない。乳兒又は幼兒の保護者が、保健所又は医師若しくは保健婦につき、乳兒又は幼兒の保健指導を受けたときも、また同様である。

第四十二條 この法律で定めるものの外、母子手帳に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第四十三條 市町村長は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入所させて、助産を受けさせなくてはならない。但し、附近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第四十四條 市町村長は、保護者の労働その他命令で定める事由により、その監護すべき乳兒又は幼兒の保育に欠けるところがあると認めるときは、その乳兒又は幼兒を保育所に入所させて保育しなければならない。

第四十五條 市町村長は、保護者の労働その他命令で定める事由により、その監護すべき乳兒又は幼兒の保育に欠けるところがあると認めるときは、その乳兒又は幼兒を保育所に入所させて保育しなければならない。

第四十六條 市町村長は、保護者の労働その他命令で定める事由により、その監護すべき乳兒又は幼兒の保育に欠けるところがあると認めるときは、その乳兒又は幼兒を保育所に入所させて保育しなければならない。

但し、附近に保育所がない等やむを得ないときは、これを継続することができる。

都道府県知事が、適當と認める者

報告をさせることができる。

標準とする場所を設け、遊藝その他の

まで、これを継続することができる。

は、その弊兒又は幼兒を保育所に入所させて保育しなければならない。

583

させることができる。

行政廳は、児童福祉施設の設備又は運営が、前條の最低基準に達しないときは、その改善を命じ、又は児童福祉委員会の意見を聞き、その事業の停止を命ずることができる。

第四十五條 児童福祉施設の長は、必要があるとき、入所した児童に対して、親権を行うことができる。但し、親権者のある者の財産の管理については、この限りでない。

第四十六條 養護施設、精神薄弱児童施設及び療育施設に入所中の児童のうち、学校教育法第二十二條又は第三十九條の規定により就学せられるべき者に対する教育については、学校教育法の定めるところによる。

教護院の長は、在院中、学校教育法の規定による小学校又は中学校に準ずる教科を修めた者に対し、小学校又は中学校の課程を修了したものと認定しなければならない。

前項の教科に関する事項については、学校教育法第二十條又は第三十八條の監督廳の承認を受けなければならない。

前項の規定により、承認を受けた教護院の教科に関する事項については、文部大臣（國の設置する教護院以外の教護院については、学校教育法の規定による都道府縣監督廳）が、これを監督する。

第二項の規定による認定を受けた者は、学校教育法の規定による小学校又は中学校の課程を修了した者とみなす。

第四十七條 この法律で定めるものの外、児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に關し必要な事項は、命令

でこれを定める。

第四章 費用

第四十八條 左の各号に掲げる費用は、都道府縣の負担とする。

一 地方児童福祉委員会に要する費用

二 児童委員に要する費用

三 児童相談所に要する費用（設備に要する費用を除く。）

四 第十九條第四項の措置に要する費用

五 母子手帳に要する費用

六 都道府縣の設置する助産施設又は保育所に入所させた者につき、その入所後に要する費用

七 第二十六條の措置に要する費用（國の設置する乳児院、養護施設、精神薄弱児童施設、療育施設又は教護院に入所させた児童につき、その入所後に要する費用を除く。）

八 一時保護に要する費用

九 児童相談所の設備並びに都道府縣の設置する児童福祉施設の設備及び職員に要する費用

第四十九條 左の各号に掲げる費用は、市町村の負担とする。

一 第二十二條及び第二十三條に規定する措置に要する費用（國及び都道府縣の設置する助産施設又は保育所に入所させた者につき、その入所後に要する費用を除く。）

二 市町村の設置する児童福祉施設の設備及び職員に要する費用

第五十條 國庫は、第四十八條第一号、第二号、第五号及び第九号並びに前條第二号の費用に對しては、政令の定めるところにより、その二分の一（第四十八條第九号及び前條第二号（第四十八條第九号及び前條第二号

の費用中、保育所及び療育施設の設備については、二分の一乃至三分の一）を補助する。但し、第四十八條第九号及び前條第二号の費用中、本人及びその扶養義務者において入院のための費用を負担することができない乳児を入院させて、これを養育することを目的とする乳児院以外の乳児院及び児童厚生施設の設備に關するものについては、この限りでない。

の費用中、保育所及び療育施設の設備については、二分の一乃至三分の一）を補助する。但し、第四十八條第九号及び前條第二号の費用中、本人及びその扶養義務者において入院のための費用を負担することができない乳児を入院させて、これを養育することを目的とする乳児院以外の乳児院及び児童厚生施設の設備に關するものについては、この限りでない。

第五十一條 國庫は、前條に規定するものの外、第四十八條及び第四十九條に規定する地方公共團體の負担する費用に對しては、政令の定めるところにより、その十分の八を補助する。

第五十二條 都道府縣は、第四十九條第二号の費用に對して、政令の定めるところにより、その四分の一（保育所及び療育施設の設備については、三分の一乃至四分の一）を補助しなければならない。但し、本人及びその扶養義務者において、入院のための費用を負担することができない乳児を入院させて、これを養育することを目的とする乳児院以外の乳児院及び児童厚生施設の設備に關するものについては、この限りでない。

第五十三條 都道府縣は、第四十九條第二号の費用に對しては、政令の定めるところにより、その十分の一を補助する。

第五十四條 厚生大臣、都道府縣知事又は市町村長は、左の各号の一の費用を、期限を指定して本人又はその扶養義務者から徴収しなければならない。但し、市町村長において、児童委員の意見を聞き、本人及びその

扶養義務者が、その費用を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

一 第二十二條、第二十三條又は第二十六條第一項第三号に規定する措置に要する費用

二 一時保護に要する費用

前項但書の場合において、市町村は、その費用の十分の一を負担しなければならない。但し、命令で定める場合は、この限りでない。

第一項の規定による費用の徴収は、これを本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府縣知事又は市町村長に嘱託することができる。

扶養義務者が、その費用を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

一 第二十二條、第二十三條又は第二十六條第一項第三号に規定する措置に要する費用

二 一時保護に要する費用

前項但書の場合において、市町村は、その費用の十分の一を負担しなければならない。但し、命令で定める場合は、この限りでない。

第一項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、國稅滯納処分例により処分することができる。

第五十五條 都道府縣、市町村その他の公共團體は、左の各号に掲げる建物及び土地に對しては、租税その他の公課を課することができない。但し、有料で使用させるものについては、この限りでない。

一 主として児童福祉施設のために使う建物

二 前号に掲げる建物の敷地その他主として児童福祉施設のために使う土地

第五十六條 第三十四條第二項の規定により設置した児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に基いて発する命令又はこれらに基いてなす処分違反したときは、行政廳は、同項の認可を取り消すことができる。

児童福祉施設であつて、この法律

による認可を受けないもの又は前項の規定により認可を取り消されたものについては、行政廳は、児童福祉委員会の意見を聞き、その事業の停止を命ずることができる。

第五十七條 この法律又はこの法律に基いて發する命令の規定により、厚生大臣、都道府縣知事若しくは市町村長又は児童相談所長のなす処分に不服のある者は、行政廳に訴願することができる。

第五十八條 第三十三條第六号の規定に違反した者は、これを十年以下の懲役又は二千元以上三万円以下の罰金に処する。

第三十三條第一号から第五号まで又は第七号の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

児童を使用する者は、児童の年齢を知らないことを理由として、前二項の規定による処罰を免れることができない。但し、過失のないときは、この限りでない。

第五十九條 児童相談所において、児童の資質の鑑別に従事した者が、正当の理由なく、その職務上取り扱つたことについて知得した人の秘密を漏らしたときは、これを六箇月以下の懲役又は三千元以下の罰金に処する。

第六十條 正当の理由なく、第二十八條の規定による当該吏員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその尋問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、これを五千元以下の罰金に処する。

附則

附則

ものは、命令の定めるところにより、

名（外四件）

いるため、國庫力なき恩給受給者の生

福祉施設に必要事項は、命令
（第四十八條第九号及び前條第三号）
ない。但し、市町村長において、児童委員の意見を聞き、本人及びその
項の認可を取り消すことができる。
児童福祉施設であつて、この法律
弁をさせた者は、これを五千円以下
の罰金に処する。

附則

第六十一條 この法律施行の期日は、各規定につき、政令でこれを定める
第六十二條 児童虐待防止法及び少年
教護法は、これを廃止する。但し、
これらの法律廃止前に、なした行為
に關する罰則の適用については、こ
れらの法律は、なおその効力を有す
る。

第六十三條 児童虐待防止法第二條の
規定により、都道府縣知事のなした
処分は、これをこの法律中の各相当
規定による措置とみなす。

第六十四條 この法律施行の際、現に
存する少年教護法の規定による少年
教護院及び職員養成所は、これをこ
の法律の規定により設置した教護院
及び職員養成施設とみなし、少年教
護院に在院中の者は、これを第二
十六條第一項第三号の規定により、
教護院に入院せられた者とみな
す。

第六十五條 少年教護法第二十四條第
一項但書の規定により、その教科に
つき、文部大臣の承認を受けた少年
教護院であつて、この法律施行の際、
現に存するものは、第四十六條第三
項の規定により、教科に關する事項
につき、学校教育法第二十條又は第
三十八條の監督廳の承認を受けたも
のとみなす。

第六十六條 この法律施行の際、現に
存する生活保護法の規定による保護
施設中の児童保護施設は、これをこ
の法律の規定により設置した児童福
祉施設とみなす。

第六十七條 この法律施行の際、現に
存する児童福祉施設であつて、第六
十四條及び前條の規定に該當しない

第四部 厚生委員会會議第八号 昭和二十二年八月十九日【參議院】

ものは、命令の定めるところにより、
行政廳の認可を得て、この法律によ
る児童福祉施設として存続すること
ができる。

第六十八條 東京都の特別区のある区
域においては、当分の間、第二十二
條、第二十三條及び第五十四條第一
項中「特別区の区長」とあるのは、
「東京都知事」、「第四十九條及び第五
十四條第二項中「特別区」とあるのは、
「第四十九條第一号の規定に係る
ものについては「東京都」と読み替
えるものとする。

第六十九條 満十四歳以上の児童で、
学校教育法第九十六條の規定によ
り、義務教育の課程又はこれと同等
以上と認める課程を修了した者につ
いては、第三十三條第三号から第五
号までの規定は、これを適用しな
い。

八月十三日本委員会に左の事件を付託
された。

一、青少年禁酒法制定反対に關する請
願（第五十八号）
一、青少年禁酒法制定反対に關する請
願（第七十一号）
一、青少年禁酒法制定反対に關する請
願（第七十三号）

一、恩給法の改正に關する陳情（第百
五十三号）
一、國民健康保險組合の振作促進に關
する陳情（第百五十五号）

（請第五十八号）昭和二十二年七月
三十日受理
青少年禁酒法制定反対に關する請願
請願者 群馬縣前橋市西岩神町一
八二 船津義男外四千五百四十三

名（外四件）

紹介議員 駒井藤平君
禁酒論者が酒類の社会的効果を認め
ないで、過飲による弊害のみを誇張し、
また最近の時局に便乗して種種な美名
の下に絶対無酒國にしようとするの
は、法律の強制力を以て人類天賦の好
みを禁圧し、多数の犯罪者を繰出せし
める結果になるものである、これは明
に國家の將來に對し最大の害惡を流す
ものであるから青少年禁酒法案を否決
されたいとの請願。

（請第七十一号）昭和二十二年七
月三十一日受理
青少年禁酒法制定反対に關する請願
請願者 姫路市飾磨区今在家八八
〇 平野悦三外一千八百十二名
（外四件）
紹介議員 小林米三郎君
この請願の趣旨は、請第五十八号と同
じである。

（請第七十三号）昭和二十二年八
月一日受理
青少年禁酒法制定反対に關する請願
請願者 千葉縣松戸市松戸三ノ一
四四五番地 藤田外之吉外三百八
十六名（外三件）
紹介議員 堀 末治君
この請願の趣旨は、請第五十八号と同
じである。

（陳第百五十三号）昭和二十二年
七月二十五日受理
恩給法の改正に關する陳情
（愛媛縣西條市明屋敷三六二 西原
佐一外一名
現在物價の上昇著しいにもかかわら
ず、恩給の額は従前のまま放置されて

いるため、團結力なき恩給受給者の生
活は、悲慘を極めてゐるので、新憲法
及び生活保護法の趣旨に照して、早急
に責任ある処置を採られたいとの陳情
（陳第百五十五号）昭和二十二年
七月二十五日受理
國民健康保險組合の振作促進に關する
陳情

栃木縣議會議長 高際徳治
新憲法第二十五條の趣旨にかんがみ、
延慮すべき國民健康保險組合の現状を
打開するため、該組合に對する昭和二
十二年度國庫補助の増額、組合直営診
療所の経営、建設の奨励並びに建設費
の國庫負担、生活保護法による医療及
び助産事業の組合負担、保健婦を市町
村に一名以上設置するよう國庫補助の
増額、医師の診療料金を認可制にする
と同時に慣行料金と社會保險料金の統
一等の諸項につき、配慮せられたいと
の陳情。

第四編 厚生委員會會議錄第八号 昭和二十二年八月十九日【奉准】

二〇

昭和二十二年九月八日印刷

昭和二十二年九月九日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局

第七部

第一回 會議錄第三卷第三号

〇三三